令和９年度版

長浜市 学校体育施設利用ガイド

長浜市　文化スポーツ課

内容

はじめに　学校体育施設を利用される皆さまへ 3

利用開始までの５ステップ 3

利用時間の基本ルール 3

問い合わせ先 3

第１章　利用団体の登録 4

1-1 登録条件 4

1-2 登録方法・審査から利用までの流れ 4

1-3 団体登録に必要な書類・減免申請 5

1-4 説明会・調整会議（定期利用の場合のみ） ..5

1-5 登録上の注意事項 5

第２章　施設の予約方法 5

2-1 年間予約（定期利用） 5

2-2 通常予約（随時利用） 6

2-3 ナイター設備の予約 6

2-4 施設利用の優先順位 6

第３章　利用当日の流れ 6

3-1 利用前の確認 6

3-2 鍵・開錠方法 7

3-3 利用中・利用後のルール 7

3-4 AED・事故・災害時 7

3-5 忘れ物・緊急開錠 7

第４章　利用負担金・減免 7

4-1 減免対象 8

4-2 請求・納入 8

第５章　変更・キャンセル・利用制限 8

5-1 利用日時の変更 8

5-2 キャンセルの方法 8

5-3 キャンセル時の注意事項 8

5-4 学校行事・工事等による利用制限 9

第６章　学校別施設一覧・利用条件 10

第７章　利用上の注意事項・各種様式 12

7-1 利用上の注意事項 12

7-2 学校別留意事項 14

第８章　予約システム操作手順・鍵開錠方法.....23

8-1 予約システムログイン方法 23

8-2 利用予約方法 24

8-3 予約キャンセル方法 26

8-4 鍵開錠方法 27

8-5 暗証番号確認方法 28

はじめに　学校体育施設を利用される皆さまへ

長浜市では、スポーツ基本法第 13 条に基づき、地域スポーツの振興と市民の健康増進を図るため、市内の小学校・中学校・義務教育学校の体育館、武道場、運動場およびテニスコートを開放しています。

学校施設は、児童・生徒の学びと成長を支える教育の場であり、学校教育活動での利用が最優先となります。学校体育施設の開放は、こうした本来の目的に支障のない範囲で、施設の空き時間を地域の皆さまに利用いただく制度であり、施設の優先的な利用を保障するものではありません。

利用にあたっては、学校施設が子どもたちの大切な学びの場であることを十分にご理解いただき、学校教育活動に支障を及ぼさないよう、定められた利用ルールやマナーを必ず守ってください。利用される皆さま一人ひとりのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

利用開始までの５ステップ

1. 団体登録を申請する（市ホームページの専用フォーム等）※年度ごとに登録要（詳細は P4）
2. 登録審査・利用団体説明会等への参加（審査期間の目安：約2～3週間）
3. 登録通知を受け取る
4. 予約システム等で利用申込みを行う
5. 施設を利用し、請求に従って負担金を納入する

利用時間の基本ルール

① 学校ごとの利用可能時間を守ってください。
② 夜間の利用は最長で午後9時までです。
③ 準備・片付け・清掃も利用時間内に行い、利用終了時刻までに退出してください。
④ スポーツ少年団の活動は、週2日程度・1回2時間程度を目安とし、過度な活動や夜遅くまでの利用は控えてください。（※滋賀県スポーツ少年団活動の指針による）

問い合わせ先

長浜市　文化スポーツ課　〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地
☎：0749-65-8787　　：bunspo@city.nagahama.lg.jp
時間外の緊急連絡先：長浜市役所（代表） 0749-62-4111

第１章　利用団体の登録

1-1 登録条件

学校体育施設を利用するには、学校体育施設利用団体としての登録が必要です。
※年に数回程度の利用の場合は、直接学校へお申し込みください。
次の条件をすべて満たす団体が登録できます。

- 代表者および利用責任者が長浜市内在住または在勤であること。
- 10 人以上で構成される団体であること。
- 代表者および利用責任者が成人であること。
- 代表者または利用責任者が、原則として登録校の学区内に居住していること。
- 利用ルールおよび注意事項等を理解し、遵守できること。

※　ただし、次のいずれかに該当する場合は利用できません。
・　特定の政治団体や宗教の普及啓発またはこれらに反対する活動を目的とする場合
・　営利を目的とする場合
・　公益に反するおそれがあると認められる場合
・　教育上好ましくない行為と認められる場合

1-2 登録方法・審査から利用までの流れ

(1)年間予約(定期利用)

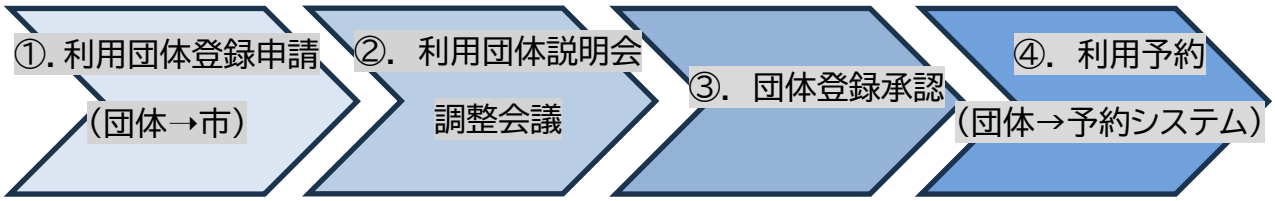

① 市 HP の専用フォームから団体登録を申請してください。(例年12月頃)
(**登録は年度ごとに必要で、有効期間は登録年度の3月 31 日までです。**
② 利用団体説明会（調整会議）に必ずご出席ください。
(**各団体で１名の参加ではなく、利用希望校ごとに１名の出席が必要です。**)
希望日時が他団体と重複する場合は、関係団体間で調整を行います。
③ 登録審査・利用日時の調整後、市から登録通知書を送付します。
④ 指定された期間内に、予約システムから年間利用申請を行ってください。

HPQR コード

(2)通常予約(随時利用)



① 市 HP の専用フォームから団体登録を申請してください。
（**登録は年度ごとに必要で、有効期間は登録年度の3月 31 日までです。**）
② 利用にかかる説明を市から行います。（原則対面）
③ 登録審査・利用日時の調整後、市から登録通知書を送付します。
④ 予約システムから利用申請を行ってください。

HPQR コード

1-3 団体登録に必要な書類・減免申請（フォーム内回答）

- 「学校体育施設利用団体登録申請書」を提出してください。
- 「利用にかかる誓約書」を申請書と併せて提出してください。
- 負担金の減免を希望する団体（P7 4-1 減免対象参照）は、「減免団体構成名簿」を申請書と併せて提出してください。
- 青少年育成団体として減免の対象となるのは、中学生以下の団員が過半数を占め、指導者のもとで活動する団体です。

1-4 説明会・調整会議（定期利用の場合のみ）

- 年間登録申請後、学校開放の説明会と年間予約の調整会議を開催します。
- 説明会では、利用ルールや注意事項等について説明するとともに、利用希望校ごとに団体間で利用希望日時の調整を行います。
- **各団体から利用希望校ごとに1名以上の出席が必要です。複数の学校を利用される団体は、それぞれの学校の調整に参加できるよう出席者を確保してください。**
- **説明会を欠席された場合は、年間予約を受け付けることができません**ので、必ずご出席ください。

1-5 登録上の注意事項

- 団体登録と施設の利用申込みは別の手続きです。団体登録の承認後、予約システムから施設の利用申込みを行ってください。
- 団体登録後であっても、学校行事や施設の工事等により希望日時に利用できない場合があります。
- 虚偽の申告が判明した場合は、団体登録を取り消し、当該年度および翌年度の利用を認めません。

第２章　施設の予約方法

2-1 年間予約（定期利用）

- 年度更新時の指定期間内に、予約システムから年間利用の申込みを行ってください。仮予約で手続き完了です。
- 年間利用の希望日時が他団体と重複する場合は、説明会・調整会議において各団体間で調整いただきます。
- 決定した利用日時は、原則として当該年度に限り有効です。

- 完了通知や電子錠の暗証番号がメールで届くため、内容を確認し、必ず保存してください。

2-2 通常予約（随時利用）

- 予約システムにログインし、団体登録した学校・施設の空き状況を確認します。
- 空いている場合は必要事項を入力し、利用申込みを行ってください。
- 予約受付期間は利用日の2か月前の月の1日午前7時から、利用日の3日前までです。
- 予約完了通知と開錠暗証番号を確認します。暗証番号は予約ごとに異なる施設があるため、予約システムの「予約状況」も確認してください。仮予約で手続き完了です。
- 完了通知や電子錠の暗証番号がメールで届くため、内容を確認し、必ず保存してください。

2-3 ナイター設備の予約

① 西中学校グラウンドおよびびわ南小学校グラウンドの夜間照明は、学校体育施設予約システムでは予約できません。
② 夜間照明を利用する場合は、グラウンドの予約に加え、長浜市公共施設予約システムから申し込んでください。
③ 照明使用料は別途1時間あたり 2,000 円です。

施設	管理部署	住所	連絡先
西中学校グラウンド	長浜市民体育館	宮司町 1203	0749-63-9806
びわ南小学校グラウンド	びわまちづくりセンター	難波町 448	0749-72-4300

2-4 施設利用の優先順位

優先順位	利用内容	注意点
第1優先	学校行事・部活動・PTA 活動・行政による利用（選挙など）	予約確定後であっても学校行事等が予定された場合は、利用日時の変更や取り消しにご協力をお願いします。
第2優先	年間予約（定期利用）による団体の利用	施設予約がない場合は優先されません。
第3優先	通常予約（随時利用）による利用	利用希望日の2か月前の月の1日から受付。※先着順

第３章　利用当日の流れ

3-1 利用前の確認

- 許可された日時・施設・利用目的を確認してください。
- 利用できる場所・種目・団体等は学校ごとに異なります。第6章の学校別一覧を確認してください。
- 鍵の受取・返却方法は第6章の学校別一覧を確認してください。

3-2 鍵・開錠方法

施設により、スマートロック（暗証番号を入力し、扉を直接開錠）、キーボックス（暗証番号を入力して箱を開け、鍵を取り出す）、学校等からの鍵貸出のいずれかです。鍵の貸出・返却方法や注意事項は学校ごとに異なるため、申込み時に確認してください。なお、運動場など、施錠されていない施設もあります。詳細は第6章の学校別一覧を参照してください。

3-3 利用中・利用後のルール（詳細は第７章をご確認ください）

- 許可を受けた目的以外で利用したり、利用する権利を第三者へ譲渡・転貸したりしないでください。
- 許可された施設・場所のみを使用し、校舎内など許可されていない場所には立ち入らないでください。
- 学校施設・備品を大切に取り扱い、子どもたちの手本となるようマナーを守ってください。準備・片付け・清掃は利用時間内に行い、利用時間内に退出してください。
- 火気の使用や喫煙等の禁止事項、駐車・ごみ処理等に関する学校別ルールを守ってください。

3-4 AED・事故・災害時

- 人命に関わる事故が発生した場合は、速やかに 119 番通報し、必要な応急措置を行ってください。
- AED の設置場所は学校別一覧により事前に確認してください。
- AED を使用する場合、学校関係者が在校している場合は指示に従ってください。不在時は警備保障がセットされているため、事前に使用手順を確認してください。
- AED を使用した場合は、速やかに学校および文化スポーツ課（0749-65-8787、時間外は長浜市役所代表 0749-62-4111）へ連絡してください。
- 台風や大雨、気象警報等の自然災害により利用を中止する場合は、決定した時点で速やかに学校へ連絡してください。

3-5 忘れ物・緊急開錠

夜間・休日等に、忘れ物などで緊急の開錠が必要な場合は、長浜市役所代表（0749-62-4111）へ連絡してください。

第４章　利用負担金・減免

受益者負担の原則に基づき、施設利用に伴う電気代等の実費相当額を負担金としてお支払いいただきます。負担金は1時間単位で算出し、1時間未満の端数は切り上げます。なお、予約をキャンセルし忘れた場合も負担金が発生します。

※学校ごとの負担金や利用できる施設の詳細は、第6章の学校別一覧を確認してください。

施設	区分	負担金	備考
体育館	1面	最初の1時間 500 円、以降1時間ごとに＋200 円	バレーボールコート1面相当
体育館	全面	最初の1時間 700 円、以降1時間ごとに＋400 円	
武道場	1面	最初の1時間 400 円、以降1時間ごとに＋100 円	柔道場または剣道場1面
運動場	全面	無料	指定2施設の夜間照明は別途使用料が必要
テニスコート	1面	無料	夜間照明なし

4-1 減免対象

次のいずれかに該当する団体は、負担金の減免対象となります。

- 青少年の健全育成に関する団体（スポーツ少年団、子ども対象の活動団体等）で、中学生以下の団員が過半数を占め、指導者のもとで活動する団体。
- 公共・公益を目的とする団体（自治会、総合型地域スポーツクラブ等）
- その他、教育委員会が特に必要と認める団体

4-2 請求・納入

負担金は6か月分をまとめて年2回請求します。

- 4～9月分は 10 月、10～3月分は4月に請求します。
- 請求書に記載された納入期限までに、指定金融機関等で納入してください。

第５章　変更・キャンセル・利用制限

5-1 利用日時の変更

利用日や時間を変更する場合は、既存の予約をキャンセルした上で、空いている時間帯から新たに予約してください。

5-2 キャンセルの方法

時期	手続き	注意点
利用日の3日前まで	予約システムからキャンセル	減免対象団体も手続きが必要です。
利用日の2日前から前日まで	利用先の学校へ直接連絡	予約システムでは手続きできません。 土日祝日・年末年始・お盆休暇は学校への連絡ができません。市にご連絡ください。
利用当日	原則としてキャンセル不可	悪天候や感染症の拡大等、やむを得ない場合は、学校へ相談してください。

5-3 キャンセル時の注意事項

- 他団体の利用機会を確保するため、キャンセルはなるべく早く手続きしてください。
- 利用当日に参加者が集まらなかったという理由は、キャンセル事由に当たりません。

- 予約されているにもかかわらず利用がなく、キャンセルもされていない場合は、利用したものとして負担金を算定します。
- 頻繁にキャンセルを行う団体には、理由等を聞き取る場合があります。
- 繰り返しキャンセルを行うなど、他団体の利用機会を妨げていると判断した場合は、利用の制限や利用のお断りをすることがあります。

5-4 学校行事・工事等による利用制限

① 学校閉校日は、原則として学校体育施設を利用できません。

【令和９年度学校閉校日　8月10日(火)～16日(月)、12月28日(火)～1月3日(月)】

② 学校行事や災害等に伴い、学校管理者の判断で施設の利用を制限し、または予約を取り消す場合があります。

③ 校舎の長寿命化工事等に伴い、仮設校舎の設置、駐車場・進入経路の変更、運動場の一部または全面が利用できない場合があります。

④ 工事等の情報は、判明次第、関係団体へお知らせします。なお、安全確保のため、年度途中であっても施設の利用を制限することがあります。

第６章　学校別施設一覧・利用条件

	小学校名	所在地	電話番号	利用可能施設・開錠方法		利用可能団体				注意事項	AED	備考
				体育館	運動場	ｽﾎﾟｰﾂ少年団	青少年育成団体	公共的団体	一般			
1	長浜小学校	高田町9-9	62-0070	KB	○	○	○	○	○	1･3･7･9	職員室	
2	長浜北小学校	八幡中山町1310	62-1375	SL	○	○	○	○	○	1･3･7･9	正面玄関	
3	神照小学校	神照町311	62-0076	KB	○	○	○	○	△	1･3	職員室前廊下	運動場の一般利用不可
4	南郷里小学校	南田附町352	62-0288	KB	○	○	○	○	○	1･7･9	職員室前廊下	
5	北郷里小学校	春近町353	62-0782	KB	○	○	○	○	△	1･7･9	職員室前廊下	運動場の一般利用不可
6	長浜南小学校	加田町1460	62-6205	KB	○	○	○	○	○	1･7･9	玄関ホール付近	
7	湯田小学校	内保町1051	74-0009	KB	○	○	○	○	×	1･7･9	体育館入口付近	
8	浅井小学校	当目町54	74-1707	KB	○	○	○	○	○	1･3･7･9	児童昇降口付近	
9	田根小学校	野田町68	74-1801	鍵貸出	○	○	○	○	○	1･4･7･9･10	東昇降口つきあたり	フットサルはスポ少のみ可
10	びわ南小学校	川道町3456	72-2003	KB	○	○	○	○	○	1･7	玄関ホール付近	
11	びわ北小学校	益田町56	72-2036	KB	○	○	○	○	○	2･4･7･9･10	保健室前廊下	
12	小谷小学校	小谷丁野町524	78-0036	KB	○	○	○	×	×	1･3･4･5･7･9･10	正面玄関	
13	速水小学校	湖北町速水2561-1	78-0018	KB	○	○	○	○	○	4･9	職員室前廊下	
14	朝日小学校	湖北町山本1125	79-0002	KB	○	○	○	○	×	1～5･7～9	体育館玄関	
15	七郷小学校	高月町唐川248	85-2145	鍵貸出	○	○	○	○	○	1･3～5･8･9･10	職員室外外壁(運動場側)	
16	富永小学校	高月町井口160	85-2080	使用不可	○	運動場のみ○	運動場のみ○	運動場のみ○	運動場のみ○	1･3･4･9	職員室外運動場出口付近	
17	高月小学校	高月町高月738	85-2002	KB	○	○	○	○	○	1･7･9	保健室外運動場側	
18	古保利小学校	高月町西柳野38	85-4466	鍵貸出	○	○	○	○	○	1･7･9	体育館玄関内	フットサルはスポ少のみ可
19	高時小学校	木之本町古橋309	82-2242	鍵貸出	○	○	○	○	○	1･2･4･5･7･9･10	児童昇降口	ビーチボール可
20	木之本小学校	木之本町木之本685-1	82-2354	KB	○	○	○	○	○	1･2	玄関ホール付近	
21	旧伊香具小学校	木之本町大音1114	82-2354	鍵貸出※	○	○	○	○	○	1･4･9･10	体育館玄関	
22	旧塩津小学校	西浅井町塩津中41	89-1125	鍵貸出※	○	○	○	○	△	1･7･9	体育館玄関	運動場の一般利用不可
23	旧永原小学校	西浅井町大浦167	89-1125	使用不可	使用不可					施設の構造上使用不可		

注意事項 （利用可能施設・開錠方法）	・スマートロック（SL）：暗証番号で扉を直接開錠します。 ・キーボックス（KB）：暗証番号でキーボックスを開け、鍵を取り出して開錠します。 ・鍵貸出：事前に学校から鍵を借り、利用団体が開錠します。貸出・返却方法や注意事項は学校ごとに異なるため、申込み時に学校へ確認してください。 ※旧伊香具小学校の鍵は木之本小学校、旧塩津小学校は西浅井まちづくりセンターで貸し出ししています。 ・運動場の「○」は、施錠されていません。
注意事項	1 フットサルでの利用はできません。 2 バドミントン、ビーチボールはできません。 3 よさこい等、大音量を伴う利用はできません。 4 バレーボールコートは2面とることができません。 5 バスケットボールでの利用はできません。 6 武道場では、原則として武道以外のスポーツはできません。 7 畳がありません。 8 バドミントン（ビーチボール）コート用のラインはありません。 9 テニスコート用のラインが引いておらず、テニスはできません。 10 体育館は1面のみです。

中学校名		所在地	電話番号	利用可能施設・開錠方法（斜線は使用不可施設）				利用可能団体				注意事項	AED	備考
				体育館	武道場	運動場	テニスコート	ｽﾎﾟｰﾂ少年団	青少年育成団体	公共的団体	一般			
24	西中学校	高田町10-10	62-0029	KB	KB	○		○ 武道場△	○	○ 武道場×	○ 武道場×	1･9	職員室内	武道場は卓球のみ可
25	北中学校	神照町910	62-0894					×	×	×	×	原則使用不可	職員室内	
26	東中学校	堀部町763	62-0928	KB	KB			○	○	○	○	1～3･6･9	職員室内	フットサルは小学生のみ可
27	南中学校	永久寺町760	62-0924	KB	KB			△	△	△	△	1･3･6～9	保健室前	運動場は全団体利用不可
28	浅井中学校	内保町627	74-0013	KB	KB	○		○	○	○	○	1～3･6･9	職員室内	
29	びわ中学校	弓削町460	72-2028	KB	KB	○		○	○	○	○	1･6･8･9	玄関ホール付近（校舎内）	フットサルはスポ少のみ可
30	湖北中学校	湖北町速水1191	78-1213	KB		○		○	○	△	×	1･3･7･9	玄関ホール付近	
31	高月中学校	高月町高月2491-1	85-2020	鍵貸出	鍵貸出	鍵貸出	鍵貸出	○	○	△	×	1･5･6	玄関ホール付近	スケジュール要確認
32	木之本中学校	木之本町木之本682	82-2353		KB			武道場のみ○	武道場のみ○	×	×	6	職員室前廊下･格技場玄関付近	原則使用不可
33	旧鏡岡中学校	余呉町中之郷1030	86-3003	鍵貸出※	鍵貸出※	○		○	○	○	○	1･2･6	体育館玄関内	
34	西浅井中学校（西浅井小学校）	西浅井町塩津中312	88-0123	KB	鍵貸出	○		○	○	○	○	1･2･6･9	体育館玄関内	

義務教育学校名		所在地	電話番号	利用可能施設・開錠方法（斜線は使用不可施設）				利用可能団体				注意事項	AED	備考
				体育館	武道場	運動場	テニスコート	ｽﾎﾟｰﾂ少年団	青少年育成団体	公共的団体	一般			
35	虎姫学園（前期･後期）	五村88	73-2063	KB（後期）	KB	○		○	○	△	△	1･2･6･9	前期：正面玄関 後期：1階廊下	体育館は後期のみ 運動場は前期のみ
36	余呉小中学校	余呉町中之郷777	86-2300	SL		○		○	○	○	○	1･4･9･10	児童昇降口付近	

注意事項（利用可能施設・開錠方法）	・スマートロック（SL）：暗証番号で扉を直接開錠します。 ・キーボックス（KB）：暗証番号でキーボックスを開け、鍵を取り出して開錠します。 ・鍵貸出：事前に学校から鍵を借り、利用団体が開錠します。貸出・返却方法や注意事項は学校ごとに異なるため、申込み時に学校へ確認してください。 ※ 旧鏡岡中学校の鍵は、余呉小中学校で貸し出ししています。 ・運動場の「○」は、施錠されていません。
注意事項	1 フットサルでの利用はできません。 2 バドミントン、ビーチボールはできません。 3 よさこい等、大音量を伴う利用はできません。 4 バレーボールコートは2面とることができません。 5 バスケットボールでの利用はできません。 6 武道場では、原則として武道以外のスポーツはできません。 7 畳がありません。 8 バドミントン（ビーチボール）コート用のラインはありません。 9 テニスコート用のラインが引いておらず、テニスはできません。 10 体育館は1面のみです。

第７章　利用上の注意事項・各種様式

7-1 利用上の注意事項

【利用の基本】

- 許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を転貸しないでください。
- 事故防止や防犯、学校運営への支障を避けるため、許可された施設・エリア以外の利用は認めません。
- 利用中は、登録した利用責任者（または代理の成人）が必ず立ち会ってください。
- 特定の政治団体・宗教の普及啓発またはこれらに反対する活動、営利目的、公益に反するおそれのある利用、教育上好ましくない行為と認められる利用はできません。

【安全管理・免責について】

- 利用中の事故・負傷・紛失・盗難等について、市および学校は一切責任を負いません。安全管理は利用者の責任で行ってください。
- 利用に起因して第三者（通行人・近隣住民・他の利用者等）に損害を与えた場合は、当該団体の責任で解決してください。
- 参加者の健康管理は団体の責任で行い、体調不良者の参加を控えるなど、感染症対策にご協力ください。

【施設・設備の取扱いについて】

- 排煙窓の操作は一切禁止します（安全確保・設備保全のため）。開放・故障等に気づいた場合は、直ちに学校または文化スポーツ課へ連絡してください。
- 消火器・火災報知器等の防災設備は、位置を事前に確認し、みだりに操作しないでください。
- 指定外の電気設備・コンセント等を使用しないでください。
- 暗証番号・鍵は適切に管理し、第三者に教えたり、鍵を複製したりしないでください。
- 緊急車両の進入路をふさぐ駐車はしないでください。
- 校内での撮影や SNS 等への投稿は、他の利用者や児童生徒の権利に配慮してください。

【破損時の対応・保険加入】

- 利用者の故意または過失により施設・設備・備品を破損・汚損した場合は、修繕等にかかる費用を全額弁償していただきます。
- 利用団体は、スポーツ保険等の傷害・賠償責任保険への加入をお願いします。
- 破損・汚損が生じた場合は、利用責任者が直ちに学校へ連絡してください。

【利用後のルール】

- 利用後は、使用前の状態に戻してください（用具の返却・整理整頓・清掃・消灯・施錠）。

- 準備・片付け・清掃は利用時間内に行い、午後 9 時までに退出してください。

【ルール違反時の措置】

- 利用マナーの悪い団体、本ガイドおよび学校の指示に従わない団体については、利用の中止・登録抹消・以後の利用禁止の措置をとることがあります。
- 緊急時や安全上必要と判断した場合は、即時に利用を中止させることがあります。



7-2 学校別留意事項

	学校名	留意事項
1	長浜小学校	【共通】 ・校舎の壁や窓に、ボールや球を当てる行為はやめてください。当たらないような指導の工夫をお願いします。 ・運動場も体育館も、施設を借りていないときに駐車場を使用することはおやめください。（待ち合わせの駐車についても借りていないときは駐車しないでください。予約した利用団体が優先です。）また、使用停止のときには、活動をしないでください。 【体育館】 ・フロア材の関係上、許可なくラインテープ等を貼らないでください。 ・膜天井にボールなどを投げたり、蹴ったりしないでください。 ・床が汚れたり、傷ついたりするような使用方法は禁止します。 ・排煙レバーを使用しないでください。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・グラウンドのサッカーゴール、コーン等を移動させて使用した後は、元の場所へ戻し、必ず転倒防止の固定をしてください。サッカーゴールは寝かせておくこととします。 ・雨天時、またその後、グラウンド状態が悪い場合は、できるだけ使用しないで下さい。使用される際は、スパイク跡などが残らないよう、トンボかけをお願いします。 ・運動場にトンボかけをする際、トラックのロープの杭が抜けないように注意してください。
2	長浜北小学校	【共通】 ・駐車は、プール北側駐車場、プール南側駐車場、玄関前駐車場をご利用ください。中庭への駐車はご遠慮ください。 ・ボール等が壁に当たらないよう配慮してください。 【体育館】 ・支柱、ネット以外の備品の貸出は、原則できません。使用希望のある場合は、本校「備品使用願」に記入のうえ、学校管理者に許可を得てください。 ・用がないのにギャラリーに上がったり、体育用具室等の各室内に立ち入ったりするのは、ご遠慮ください。 ・体育館の床が、汚れたり、傷ついたりするような使用方法は禁止します。 ・フロア材の関係上、体育館では学校の許可なくラインテープ等を貼らないでください。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・グラウンドのサッカーゴール、コーン等を移動させて使用した後は、元の場所へ戻し、必ず転倒防止の固定をしてください。 ・雨天時、またその後、グラウンド状態が悪い場合は、できるだけ使用しないでください。使用される際は、スパイク跡などが残らないよう、トンボかけをお願いします。 ・運動場にトンボかけをする際、トラックのロープの杭が抜けないように注意してください。

3	神照 小学校	【共通】 ・館内での飲食は禁止です。玄関ロビーか廊下でお願いします。 ・使用時間は午前8時～午後9時とします。 【体育館】 ・防球ネットは通常、閉めた状態での使用をお願いします。 ・バレーボールおよびバドミントンのネット・ポール以外の学校体育用具は、勝手に使用しないでください。なお、体育館の放送設備を含め、他の用具・備品を使用する場合は、別途借用書を学校へ提出してください。 【運動場】 ・野球は少年野球（小学生）のみ使用可能とします。 ・フットサルでの利用はできません。
4	南郷里 小学校	【共通】 ・ボール等が壁に当たらないよう配慮してください。 【体育館】 ・用がないのにギャラリーに上がったり、体育用具室等の各室内に立ち入ったりするのは、ご遠慮ください。 ・フットサルでの利用はできません。
5	北郷里 小学校	【共通】 ・使用時間を厳守してください。（午前8時00分～午後9時00分） 片付け・清掃も利用時間内に行ってください。 午後9時00分には消灯・施錠を守れない団体は、今後使用を認めません。 ・出たゴミは確実に持ち帰ってください。 ・施設使用後に、南側駐車場の通路フェンスの施錠ができているか確認してください。 ・校地内は、禁酒・禁煙です。 ・施設の破損・汚損については、学校および市文化スポーツ課へ連絡してください。 【体育館】 ・館内での飲食は禁止します。 ・床や壁が汚れたり、傷ついたりするような使用方法は禁止します。 （例：蹴ったボールが 壁や扉に当たる。） ・館内での野球ボールやサッカーボールを使っての活動は禁止します。 ・フットサルでの利用はできません。 ・ステージには入らないでください。 ・使用後は、フロアやトイレの清掃を行い、消灯、扉の施錠を確認してください。 【運動場】 ・運動場の使用時間は、1日3時間程度とします。 ・他団体との試合はできません。 ・スパイク跡等が残らないように、使用後はトンボをかけてください。 ・ごみを確実に持ち帰り、外トイレの清掃を行ってください。 ・貸し切って使用はできません。遊びに来る児童への配慮をお願いします。
6	長浜南 小学校	【体育館】 ・使用後は消灯、体育館の窓の施錠確認をしてください。 ・窓ガラスや網戸を守れるよう、必ず防球ネットを張ってください。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・スパイク等についた運動場の土が、来客玄関付近などに上がらないように気をつけてください。土が上がった場合は、掃き掃除をしてください。

7	湯田 小学校	【共通】 ・利用許可施設のみ使用できます。多目的室等の使用は一切禁止します。 ・使用時間は、午前8時～午後9時までです。子どもだけの使用は認めません。必ず大人が付き添い、時間厳守で使用してください。 （午後8時50分までに終了し、午後9時には消灯・施錠してください。体育館周辺の民家に騒音が出ないようにお願いします。） ・館内での飲食は禁止です。シートを敷いた場所での水分補給は可とします。 また、校地内（運動場・体育館周辺・駐車場）は、禁煙・禁酒です。試合等で他校の保護者等が来られるときは、周知をお願いします。 ・玄関前は、砂のついた靴で通ったり練習等で使用したりしないでください。また掃除をしてください。 ・鍵の開閉・保管は大人がしてください。 【体育館】 ・フットサルでの利用はできません。 ・使用後は、フロアやトイレなどの掃除・点検を徹底してください。モップのある部屋の整理整頓もお願いします。 （特にゴミや雑巾が落ちていないか、確認をお願いします。） 【運動場】 ・運動場での野球利用時は、飛球が場外に出ないように注意してください。 ・運動場周辺で飲食した場合、ゴミは確実に持ち帰り、後始末を行ってください。
8	浅井 小学校	【体育館】 ・開放できるのは、校舎との境までです。（扉を施錠します） ・館内での野球ボールやサッカーボールを使っての活動はできません。 ・ステージ上には絶対上がらないでください。 ・目的以外の備品（ホワイトボード・ピアノ・エレクトーン等）には絶対に触れないでください。 ・モップで清掃した後のゴミは持ち帰るか、所定の場所へ処理してください。 ・掃除機が故障しやすいので、丁寧に扱ってください。 ・夜間利用時は、付近の住民に迷惑にならないよう、カーテンを閉めてください。 【運動場】 ・グラウンドに打ち付けてあるラインロープがはずれないように注意して、トンボがけをしてください。 ・グラウンドのトイレはプール用ですので、汚さないように使用してください。 ・キャッチボールやノックなどの活動のみとし、ボールが運動場から飛び出さないようにしてください。試合はしないでください。 ・運動場サッカーゴールを移動した際は、必ず杭で固定し、元の位置に戻しておいてください。
9	田根 小学校	【共通】 ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。 ・外から入るトイレのドアは忘れずに施錠してください。 【体育館】 ・ステージおよびギャラリーには上がらないでください。

10	びわ南小学校	【共通】 ・学校教育や地域行事が優先となり、使用できなかったり、急な変更がある場合があります。 ・夜間の利用は、午後9時までです。これまでに後始末・清掃(トイレを含む)のうえ退去いただくよう、時間を厳守ください。午後9時以降は、校内または敷地付近で歓談せず速やかに退校してください。 ・校地内(運動場・体育館・体育館周辺・駐車場)は、禁煙・禁酒・調理禁止です。また、体育館フロアでは飲食禁止です。試合等で他校の保護者等が来られるときは、周知をお願いします。 ・施設や設備が破損・汚損したときは、利用責任者が速やかに学校へ連絡してください。 【体育館】 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・運動場でのサッカー利用時に、プールフェンスへの打ち込み、蹴りつけはしないでください。
11	びわ北小学校	【共通】 ・ゴミは確実に持ち帰り、後始末を行ってください。 ・東浅井消防署びわ分署跡地の空き地は、勝手に使用できません。毎回必ず長浜市役所防災危機管理課の許可が必要です。 ・試合等で他校のチーム、保護者等が来られるときは、周知の徹底をお願いします。 ・学校体育施設開放事業で使用できるトイレは体育館のトイレです。スパイクや下靴を所定の場所で脱ぎ、トイレスリッパに履き替えてください。 【体育館】 ・体育館を使用する時は、ステージ用、2 階ギャラリーなどすべての防球ネットを設置した状態で使用してください。 ・使用後は、フロアやトイレなどの掃除・点検を徹底してください。 【運動場】 ・運動場の土が運動場以外の校地に出ないようにしてください。また、万が一校舎周囲が土で汚れた場合は必ず掃除をしてください。
12	小谷小学校	【共通】 ・施設の使用は、スポーツ少年団に限ります。 ・外トイレを使用した場合は、使用後の清掃をお願いします。また、使用時は必ずスリッパに履き替えてください。 ・東側の門扉を開閉した場合、必ず下の閂(落とし棒)を落として開かないようにしてください。 ・運動場南側入り口から出入りした場合は、必ず入り口を閉めてください。 【体育館】 ・ミニバスができる広さはありません。 ・利用後は、モップがけを行うとともに、照明の消灯確認と窓や通気口の戸締りおよびトイレの清掃を必ず行ってください。 ・フットサルでの利用はできません。
13	速水小学校	【共通】 ・原則として、会議室は使用できません。 ・電気代節約のため、照明は必要最小限の点灯でお願いします。トイレも、使用後は必ず消灯してください。 【体育館】

		・フットサルは可能ですが、ゴール等の用具はありません。
14	朝日 小学校	【共通】 ・使用時間は、午前8時～午後9時とします。 （午後8時50分までに終了し、午後9時には消灯・施錠をしてください） 【体育館】 ・フットサルでの利用はできません。
15	七郷 小学校	【体育館】 ・ミニバスができる広さはありません。 ・フットサルでの利用はできません。
16	富永 小学校	・周辺は、住居に囲まれていることから、大声や大きな音を出さないようご配慮願います。
17	高月小 学校	【共通】 ・外トイレを使用した場合は、使用後の清掃をお願いします。また、使用時は必ずスリッパに履き替えてください。 ・ごみ等がないように、終了時にご確認をお願いします。 ・その他、一般常識の範囲内で使用してください。 【体育館】 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・運動場を使用の場合、靴底に土をつけたまま玄関などを歩かないでください。 ・人工芝広場には、入らないでください（人工芝広場内は、土足厳禁です。また、ボールの使用は不可です）。
18	古保利 小学校	【共通】 ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。 ・学校教育や地域行事等により、使用できなかったり、急に変更になったりする場合があります。 【体育館】 ・バレーの支柱は 1 面分のみです。（広さと受け口は 2 面分あるため、支柱があれば 2 面取ることも可能です） ・体育館内で、野球用ボールやバットの使用はできません。
19	高時 小学校	【共通】 ・駐車場のゴミ等がないように、終了時にご確認をお願いします。 ・校門のゲートを閉めてからお帰りください。 ・地域の行事や、地域のクラブ等の定例の利用を優先する場合があります。 【体育館】 ・使用後は清掃をして、使用報告書を記入して鍵と一緒に返却してください。 ・鍵の貸出および返却は、原則として平日の8時～17時の間とします。 ・地域からの要望で、夏期（6～9月）は夜間（19時以降）の使用はできません。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・消耗品（特に石灰）は利用者でご準備ください。消石灰や苦土石灰は使用禁止です。 ・外用のトイレには、便器は1つしかありません。

20	木之本 小学校	【共通】 ・学校行事や地域行事等により、使用できなかったり、変更する場合があります。 ・運動場や体育館使用後は、昇降口外階段の土砂汚れやトイレの清掃をお願いします。 【体育館】 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・野球、サッカー等、運動場の広さの関係で試合はできません。野球ではキャッチボールやノック等、サッカーはパス等、運動場の広さに合った利用をお願いします。
21	旧 伊香具 小学校	【共通】 ・フットサルでの利用はできません。 【体育館】 ・体育館内に、トイレ、更衣室等はありません。また、外用のトイレはありません。 ・器物等の破損につながる恐れのある物は使用しないでください。 ・その他、一般常識の範囲内で使用してください。 ・学校が貸し出した用具については、使用後消毒してください。 【運動場】 ・学校行事、地域行事が優先となります。 ・グラウンドが狭いため、成人の野球の試合での使用はできません。 ・駐車台数が少ないので乗り合わせで来校してください。※運動場への駐車は禁止
22	旧塩津 小学校	・節電に心がけてください。 ・遮光カーテンは使用後、元通りにしてください。
24	西 中学校	【共通】 ・学校行事や部活動を最優先しますので、年間予約等で仮予約が完了しても利用していただけないことがあります。 ・校地内への長時間にわたる駐車（送迎を含む）は、やめてください。教職員の退勤に支障をきたしています。市役所の駐車場を使用してください。 ・出入り口付近の「緑マット・みざら」の上は、必ず靴を脱いで通行してください。 ・屋外のトイレは、学校行事以外は施錠していますので使用できません。 ・使用規定（本校）を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。 【体育館】 ・フットサル等、ボールを蹴る種目での利用はできません。 ・バレーの支柱、ネット以外で部活動備品や用具庫の備品は貸し出しできません。 ・体育館のトイレは、必ず専用の履き物（備え付け）に履き替えて利用してください。 【運動場】 ・グラウンドから出る際は、靴の土を落としてからコンクリート部分を歩くようにしてください。 【武道場】 ・卓球のみ使用できます。（青少年の健全育成の活動団体のみ） ・卓球台以外の用具は使用者で用意してください。
26	東 中学校	【共通】 ・学校行事、部活動を最優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・部活動備品や用具庫の備品は貸し出しできません。 【体育館】 ・フットサル等、ボールを蹴る種目は使用できません。ただし、小学生については活動内容により使用を認めることがあります。 【武道場】

		・武道のみ使用可能です。用具庫の備品は貸し出していません。
27	南 中学校	【共通】 ・不審者対策として駐車場から出る際には車止めのポールを必ず元に戻して帰宅ください。 ・学校行事、部活動を優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・学校閉校日中は、使用できません。 ・一般的な常識の範囲内での使用をお願いします。 ・使用規定(本校)を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。 【体育館】 ・体育館では、フットサル等、ボールを蹴る種目は使用できません。
28	浅井 中学校	【共通】 ・トイレは、必ず専用の履き物(備え付け)に履き替えて利用してください。 ・屋外のトイレは常時施錠していますので、使用できません。 ・トイレなど、使用後の清掃・後始末を行い、利用報告書の記入をお願いします。 ・駐車場以外の場所(体育館周辺や校舎沿い・障がい者用駐車場)は駐車禁止です。 ・夜間の不審者対応、また、近隣の住民の方の迷惑となりますので、活動終了後は駐車場に長居せず、速やかに退出いただけるよう団体の中で確認をしてください。 ・学校行事、部活動を最優先しますので、予約を入れていただいても利用していただけないことがあります。 【体育館】 ・バレーの支柱、ネット以外で部活動備品や用具庫の備品は貸し出しできません。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・グラウンドの使用は部活動を優先します。
29	びわ 中学校	【共通】 ・学校行事(前後の準備期間を含む)、部活動(秋季新人大会含む)を優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・不審者対策として、使用後は周辺を確認後、帰宅ください。 ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。 ・学校閉校日(夏・冬)は休館日とします。 ・使用規定(本校)を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。 【体育館】 ・ラインがはがれるので、正規のラインテープ以外は使用禁止です。 ・体育館に設置されている大型の気化熱冷風機(2台)は使用していただけません。 【運動場】 ・平日の運動場の使用はできません。
30	湖北 中学校	【共通】 ・スポーツ少年団、青少年スポーツクラブのみ使用できます。中学校の部活動、行事を優先します。 ・体育館玄関付近は土足禁止です(表示あり)。 ・土日祝日の昼間は、部活動優先のため使用を制限しています。 **・土日祝日の利用を希望される場合は、必ず事前に利用可能か学校に問い合わせたうえで予約してください。** ・学校閉校日は、使用できません。 【体育館】 ・体育館内のフロアのみシューズ着用可。フロア以外は着用禁止です。

		・フットサル等、館内でボールを蹴る種目は使用できません。
31	高月 中学校	【共通】 ・スポーツ少年団活動のみ使用できます。なお、中学校の学校行事・部活動を優先します。 ・前日までの平日の８時～17時の間に鍵を借りに来てください。 【体育館、武道場】 ・ラインテープの使用およびフロア内での飲食（水分補給も含む）は一切禁止です。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る競技は利用できません。 ・支柱やネット、得点板は貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。 【運動場】 ・ベースやサッカーゴールは貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。 【テニスコート】 ・ネット、審判台は貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。
32	木之本 中学校	【共通】 ・学校閉校日は利用できません。 【体育館】 ・主に本校のバレーボール部が使っていることから、普段は支柱を立て、ネットを張ったままになっています。 ・バスケットの新ルールのラインは引かれていません。 ・ネット等の用具は授業や部活動で使用しています。破損した場合は使用者で弁償していただきます。 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・運動場のトイレは使用不可です。水道を使用した場合はしっかり栓を閉めてください。
33	旧鏡岡 中学校	【共通】 ・中学校の学校行事・部活動を優先しますので、使用していただけないこともあります。 ・使用後は、全ての窓等を含む施錠確認、整理整頓、清掃等を確実に行ってください。 ・体育館内の備品以外の用具等の貸し出しはできませんので、必要な道具は各団体で用意してください。 ・学校閉校日（夏・冬）は休館日（グラウンド含む）とします。 ・申請・許可された利用目的に沿って使用してください。 ・練習利用として申請し、大会や試合等の開催を行うことはできません。 【体育館】 ・バスケットの新ルールのラインは引かれていません。 ・ネット等の用具は授業や部活動で使用しています。破損した場合は使用者で弁償していただきます。解錠 ・フットサルでの利用はできません。 【運動場】 ・運動場のトイレは使用できません。水道を使用した場合はしっかり栓を閉めてください。
34	西浅井 中学校	【共通】 ・体育館1階アリーナの使用を原則とし、用具等の貸し出しはいたしません。 ・使用後は、整理整頓、清掃等を確実に行ってください。 【体育館】

		・新ルールのバスケットボールのラインが引かれていません。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る競技は利用できません。
35	虎姫 学園	【共通】 ・トイレや下駄箱など、使用後の清掃・後始末をお願いします。 ・土日祝日の昼間は部活動優先のため、使用を制限しています。また、学校閉校日は使用できません。なお、学校行事に関わり利用できない場合があります。 【体育館】 ・職員室横の小アリーナは利用できません。 ・ラインテープの使用は一切禁止しています。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る種目は使用できません。 ・体育館(後期課程)使用後は必ずモップをかけ、その後モップのある部屋の整理整頓をお願いします。 【運動場】 ・前期課程グラウンドの使用後は、必ずコートブラシがけと玄関前の清掃をお願いします。 ・後期課程のグラウンドは利用できません。
36	余呉小 中学校	【共通】 ・学校教育や地域行事等により、使用できないなど、急な変更がある場合があります。 ・フットサルでの利用はできません。 【体育館】 ・ラインテープの使用は一切禁止です。 ・体育館の使用は、体育館と体育館用トイレのみとして、他の特別教室や2階3階には立ち入らないようにしてください。(警備保障がセットされています) ・体育館内の備品以外の用具等の貸し出しはできませんので、必要な道具は各団体で用意してください。

第８章　予約システム操作手順・鍵開錠方法

8-1 予約システムログイン方法

市ホームページのバナーを経由して予約システムのサイトを開き、ログインします。ログインに必要な登録番号とパスワードは、登録時に市から通知があります（スマートフォンの OS やブラウザによってはログイン画面に遷移しないこともあります）。

市 HP（スマートフォン画面）

トップページ⇒下部の「長浜市について」の項目⇒「公共施設の予約」の項目⇒別ウインドウで開きます⇒「ログイン」をタップ

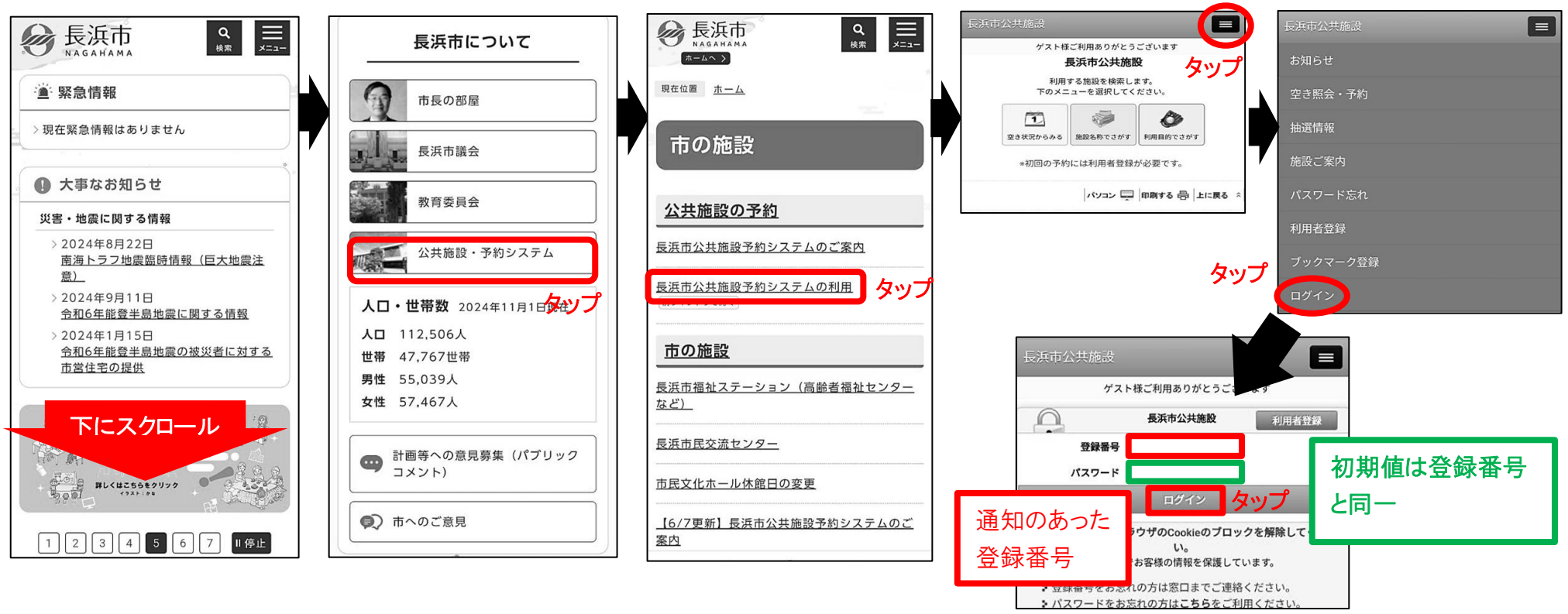

8-2 利用予約方法

学校体育施設の利用は、次のAからHの手順で利用予約を行います。

A



B

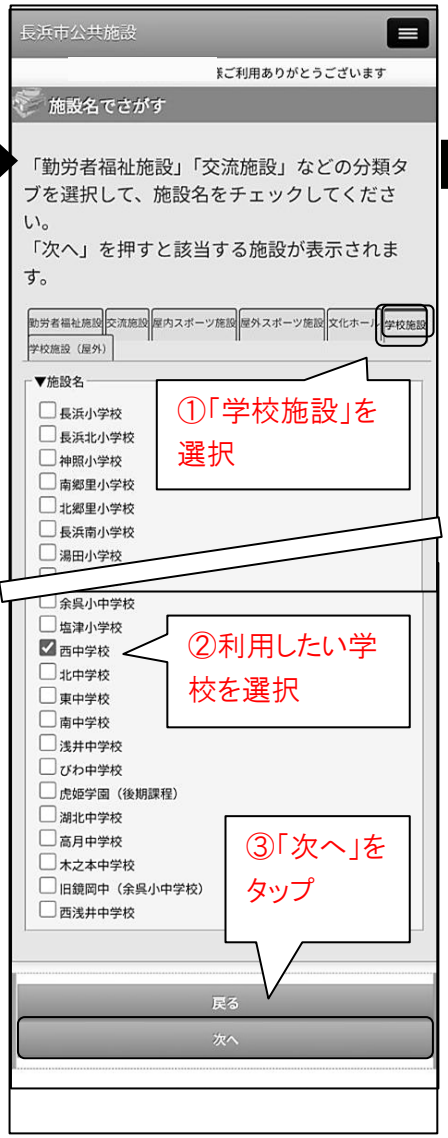

C

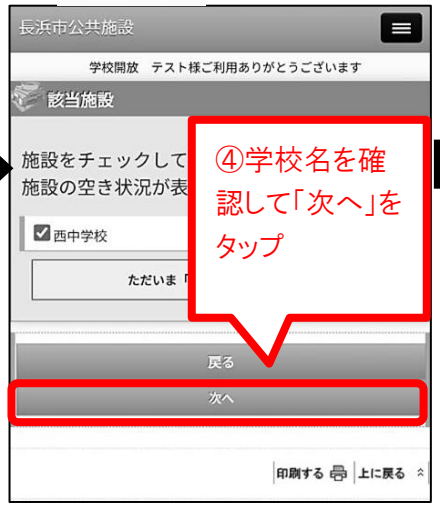

D

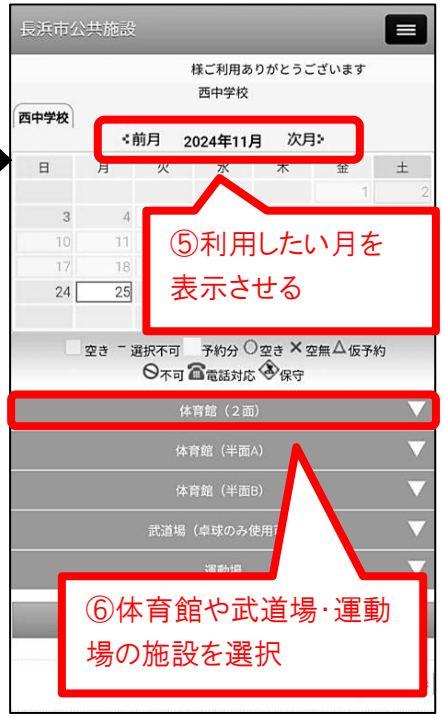

E

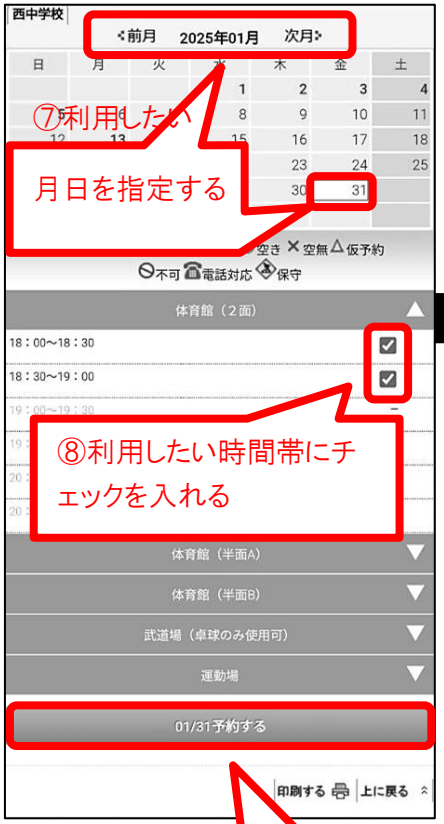
西中学校
前月 2025年01月 次月
⑦利用したい
月日を指定する
空き ×空無 △仮予約
不可 電話対応 保守
体育館（2面）
18：00～18：30
18：30～19：00
⑧利用したい時間帯にチェックを入れる
体育館（半面A）
体育館（半面B）
武道場（卓球のみ使用可）
運動場
01/31予約する
印刷する
上に戻る
⑨「月/日予約する」をタップ

F

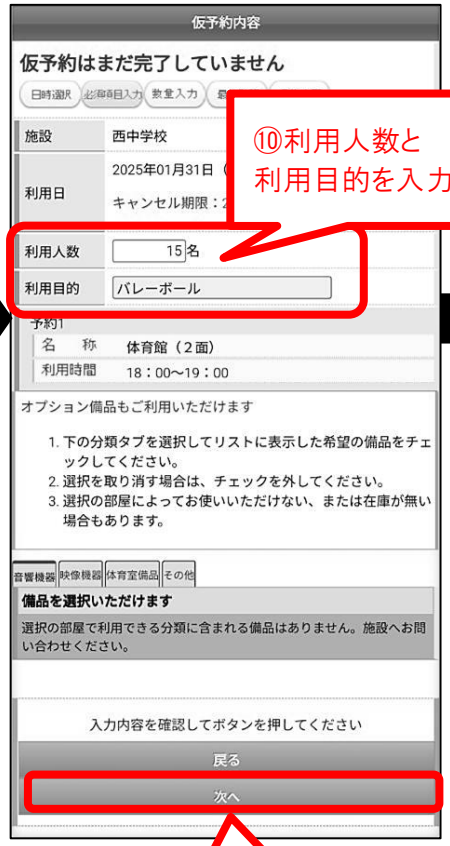
仮予約内容
仮予約はまだ完了していません
施設 西中学校
利用日
キャンセル期限：
⑩利用人数と
利用目的を入力
利用人数 15名
利用目的 バレーボール
予約1
名 称 体育館（2面）
利用時間 18：00～19：00
オプション備品もご利用いただけます
1. 下の分類タブを選択してリストに表示した希望の備品をチェックしてください。
2. 選択を取り消す場合は、チェックを外してください。
3. 選択の部屋によってお使いいただけない、または在庫が無い場合もあります。
音響機器 映像機器 体育室備品 その他
備品を選択いただけます
選択の部屋で利用できる分類に含まれる備品はありません。施設へお問い合わせください。
入力内容を確認してボタンを押してください
戻る
次へ
⑪「次へ」をタップ

G


長浜市公共施設
様ご利用ありがとうございます
仮予約内容
仮予約はまだ完了していません
施設 西中学校
利用日 2025年01月31日（金）
キャンセル期限：2025年01月24日（金）
利用人数 15名
利用目的 バレーボール
予約区分 仮予約
予約1
名 称 体育館（2面）
利用時間 18：00～19：00
入力内容を確認してボタンを押してください
戻る
仮予約する
印刷する
上に戻る
⑫表示内容を確認して
「仮予約する」をタップ

H

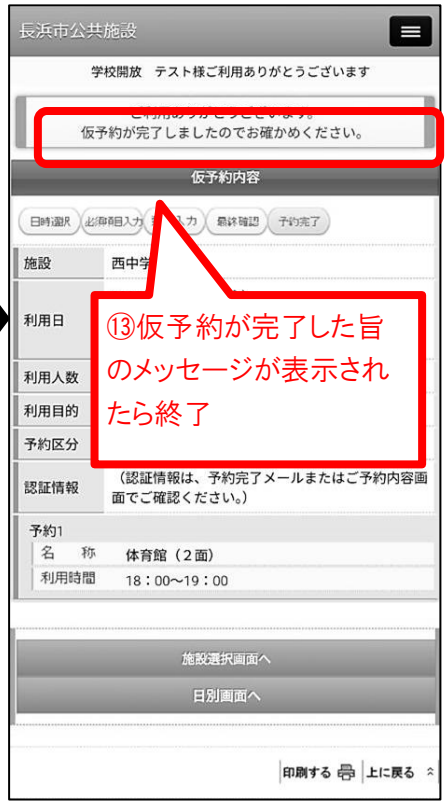
長浜市公共施設
学校開放 テスト様ご利用ありがとうございます
仮予約が完了しましたのでお確かめください。
仮予約内容
施設 西中学
利用日
利用人数
利用目的
予約区分
認証情報 （認証情報は、予約完了メールまたはご予約内容画面でご確認ください。）
予約1
名 称 体育館（2面）
利用時間 18：00～19：00
⑬仮予約が完了した旨のメッセージが表示されたら終了
施設選択画面へ
日別画面へ
印刷する
上に戻る

8-3 予約キャンセル方法

予約をキャンセルするときは、次の手順により行います。キャンセルできるのは、利用日の3日前までです。これ以降のキャンセルは、学校へお問い合わせください。

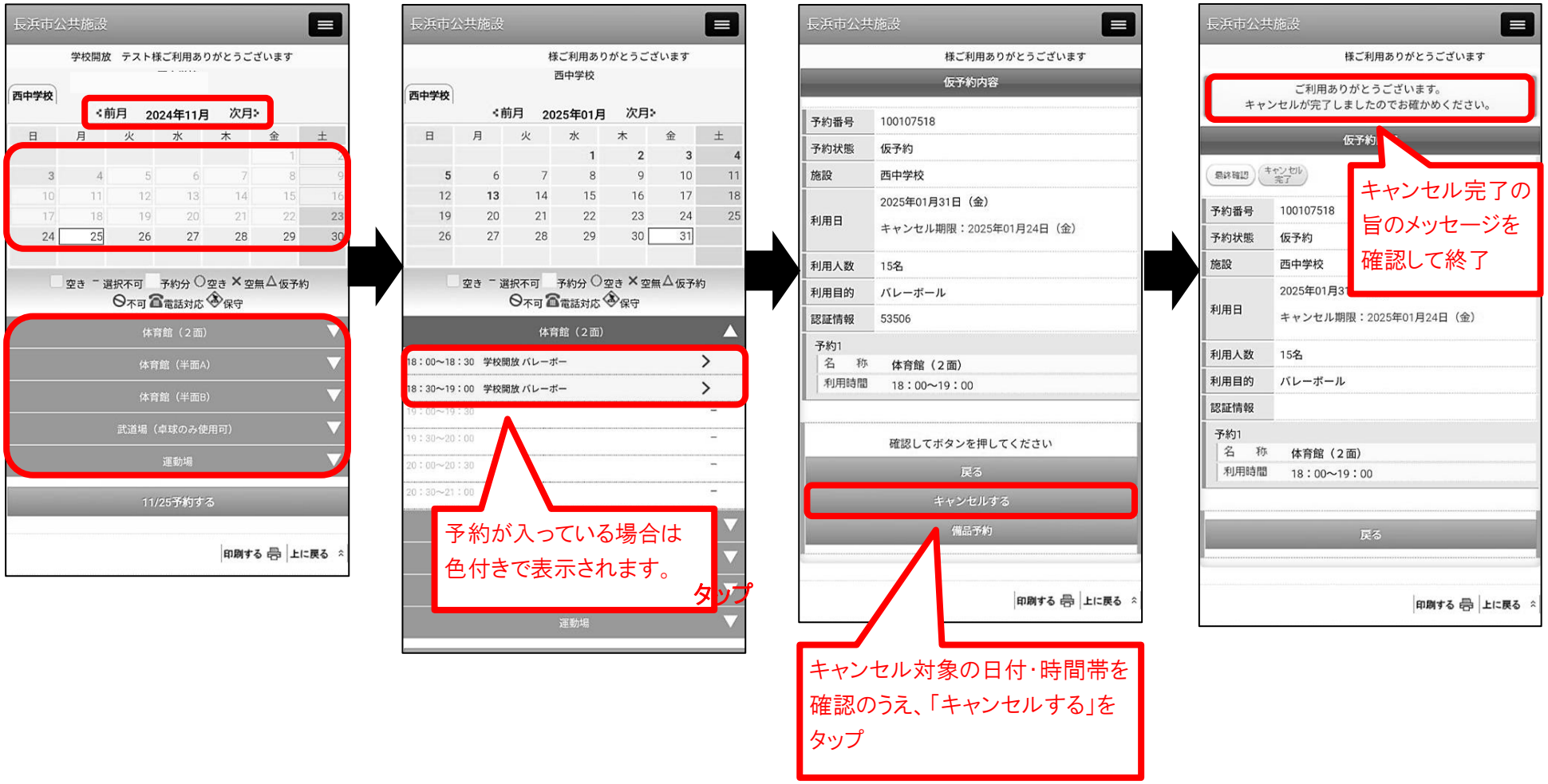

8-4 鍵開錠方法

一部の施設(体育館・武道場のうち、一定数の利用があるもの)では、個別に指定された暗証番号で開錠するキーボックスやスマートロック(電子錠)を設置しています。これらの施設では、次の手順によりキーボックスやスマートロックを開錠して入館してください(キーボックス内には建物の鍵が入っています。この鍵を使って入館してください)。

キーボックスの場合



スマートロックの場合



※指定の暗証番号を入力してもキーボックスやスマートロックが開錠しないときは、サーバーと機器が同期されていない可能性があります。この場合は、テンキーで「411」と入力後に「LOCKSTATE」ボタンを押して、他のボタン操作を行わずに1分間放置したままお待ちください。その後、改めて暗証番号をゆっくりと入力し「LOCKSTATE」ボタンを押すと開錠することがあります。

上記の操作を行っても開錠しないときは、長浜市役所案内(電話 0749-62-4111)へ電話してください。代わりの暗証番号をお知らせします。

8-5 暗証番号確認方法

キーボックスやスマートロックの暗証番号は、仮予約が完了した際のメールに表示されているほか、次の手順で確認できます。

トップページ⇒「お客様情報」⇒「ご予約状況」⇒「認証情報」から確認



※キーボックスやスマートロックが設置されていない施設は、利用日までに学校へ鍵の受け取りをお願いします。
受け取りの時期や返却方法については施設により異なりますので、学校へお問い合わせください。